

# インバウンドぐるなび外国語版提携先ネット予約約款

## 第1条 (本約款の適用)

- 本約款は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が提供するインバウンド 外国語版基本プラン定期において当社が提供する「ぐるなび外国語版ネット予約」のサービスを利用し、当社が提携する提携先(外国の提携先を含み、以下「提携先」という)のネット予約サービス(以下「本サービス」といい、第2条において定める)を利用する者(以下「契約者」という)に適用される。
- 本サービスに関して、本約款に定めのない事項については、インバウンド 外国語版基本プラン定期約款及びインバウンドぐるなび外国語版ネット予約約款(以下「原約款等」という)が適用又は準用され(以下、本約款、インバウンド 外国語版基本プラン定期約款を総称して「本約款等」という)、本約款の定めと、原約款等の定めが相違する場合は、本サービスに関する限りにおいて本約款の定めが優先して適用される。
- 当社と契約者との間の、インバウンド 外国語版基本プラン定期の契約が終了した場合、本サービスの利用は当然に終了するものとする。

## 第2条 (本サービス)

- 当社は、本約款に基づき、以下の各号に定めるサービス(以下「本サービス」という)を契約者に提供する。
  - 契約者が本サービスの対象として指定する店舗(以下「対象店舗」という)の店舗情報(店舗の所在地、店名、メニュー、コース等の情報を含み、以下あわせて「店舗情報」という)を当社の指定する提携先のウェブサイト(以下「提携先サイト」という)に掲載し、提携先サイトのユーザー(以下「提携先ユーザー」という)からの対象店舗のコースの予約申込を受け付け、これを当社(委託先を含む)又は提携先が契約者に通知することで対象店舗への予約を取次ぐサービス。契約者が当社(委託先を含む)又は提携先取り次いだ予約を承諾する旨を通知した場合に、ユーザーと対象店舗との予約が成立するものとする。
  - 当社は、ユーザーが提携先サイトでコース料金の支払決済する場合、契約者に代わって提携先よりコース料金を受領し、受領したコース料金を契約者に支払うサービス。
- 提携先の選定は当社の裁量で実施するものとし、契約者は提携先及び提携先サイトを選択することはできないものとする。また、提携先の判断により、契約者の店舗情報又はコース等が掲載されないことがあることを契約者はあらかじめ承諾するものとする。
- 当社は、本サービスの詳細、本約款等を随時見直すことができる。

## 第3条 (契約の成立)

- 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し、当社所定の手続きに従って申込書(ウェブ上の画面を含み、以下「申込書」という)を提出すること(申込の意思表示をすることを含む)により本サービスの利用を申込むものとする。
- 利用希望者は、当社の請求があった場合、申込書のほか、当社が必要と判断する書面等の提出に応じるものとする。
- 当社は、利用希望者が第1項の規定による申込を行ったことをもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなす。
- 当社は、前項の規定により利用希望者からの申込みを承諾するか否かを決定したときは、その結果を当社所定の方法により当該利用希望者に通知するものとする。なお、当社は、申込みを承諾しない場合、利用希望者に対してその理由を通知する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができないものとする。
- 本約款をその内容とする契約(以下「本契約」という)は、当社が利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立するものとする。

## 第4条 (契約期間)

- 本契約は、本契約の成立日から有効とし、本サービスの提供開始日より起算して1年後の応当日の先日をもって終了する。
- 本契約は、終了日の1か月前までに一方当事者から他方当事者に対し書面によって本契約を更新しない旨の意思表示がなされた場合又は当社が新たな契約条件を記載した書面を契約者に交付した場合を除き、同一条件にて1年間更新され、以降も同様とする。
- 前二項の定めにかかわらず、インバウンド 外国語版基本プラン定期の契約が終了した場合、終了原因の如何を問わず、その終了日をもって本契約も自動的に終了する。

## 第5条 (コース料金)

提携先に掲載するコース料金は為替レートに従って決定され、為替に応じて掲載されるコース料金は変動するものとする。但し、当社第8条第2項に従い契約者に支払う金額は、契約者が当社に提供したコース料金の金額から第8条第1項に定める予約手数料を控除した金額となり、為替の変動の影響を受けないものとする。

## 第6条 (本サービスの利用条件)

以下に掲げる条件を契約者がすべて満たすことを本サービス利用するための条件とする。

- 契約者及び対象店舗が提携先の審査を通過すること
- ぐるなび外国語版に掲載されている店舗情報(営業時間、休日、コース料金等)が正確であること
- 契約者が常に最新のコース情報、席情報、キャンセルポリシー及びその他当社が指定する情報を当社に提供すること

## 第7条 (キャンセルポリシーの設定)

- 契約者は、本サービスの利用に先立ち、キャンセルポリシーを設定し、当該キャンセルポリシーを当社に提供するものとする。
- 契約者が、当社の指定する期日までに当社に対しキャンセルポリシーの提供を行わない場合、当社は当社所定のキャンセルポリシーを設定できるものとし、契約者は当該キャンセルポリシーの内容に従うものとする。
- 前二項の定めにかかわらず、提携先においてキャンセルポリシーを別途定めている場合は、契約者は提携先が設定したキャンセルポリシーが優先して適用されることに同意するものとする。

## 第8条 (本サービスの対価)

- 本サービスの利用の対価(以下「予約手数料」という)は、予約がなされたコース料金の合計額(税込)に申込書に定めた手数料率を乗じた金額(税込)とする。

- 提携先から当社に対しコース料金が支払われた日を基準とし、毎月末日締めにて当該コース料金の代金から予約手数料を控除した金額を算出し、その翌々月末日までにその残額を契約者に支払うものとする。なお、振込手数料は当社の負担とする。

## 第9条 (連絡先等の届出)

- 契約者は、提携先の予約申込の通知先となる対象店舗の所定の連絡先(電話番号、FAX番号及びメールアドレス等)を登録するものとする。
- 契約者は、当社からの支払いを受けるための銀行口座を当社に対し届け出るものとする。

## 第10条 (禁止事項)

- 契約者は、ユーザーの来店時に、提携先ネットで予約したコース料金の支払いをユーザーに求めてはならないものとする。
- 契約者は、ユーザーの混乱を避けるため、当社の事前の承諾なく、当社を経由することなく、直接又は間接的に提携先の同一のサービスを利用してはならないものとする。

## 第11条 (免責)

- 契約者は、ユーザーに対し、当社又は提携先が指定する方法により予約を行ったユーザーであることの確認したうえで、ユーザーが予約したコース等を提供するものとする。但し、契約者に過失なくユーザーが予約したコース等と異なる条件でコース等を提供することを求めた場合又は予約したコース等と異なる内容を提供することについてユーザーが承諾した場合は、予約したコース等と異なる内容を提供することができるものとする。
- 契約者は、本サービスの利用にあたり、当社が別途提示するルールを遵守するものとする。
- 契約者は、本サービスの利用にあたり、契約者が行った行為について一切の責任を負うものとし、当社、提携先又はユーザーに損害を与えた場合は自己の責任と費用負担で解決するものとする。なお、当社又は提携先は、当社又は提携先の責めに帰すべき事由がある場合を除き、何ら責任を負わないものとする。

## 第12条 (ユーザー情報の取扱い)

- 契約者は、本サービスの利用により提携先又はユーザーから提供されるユーザーに関する一切の情報(個人情報を含み、以下「ユーザー情報」という)を、本サービスの予約対応及び予約の対象となるサービスの提供以外の目的に利用してはならず、また、第三者に開示・漏洩してはならない。但し、ユーザー本人の同意がある場合はこの限りでない。
- 契約者は、個人情報保護法その他関係法令を遵守し、安全かつ適切な方法でユーザー情報を厳重に管理する。
- 当社は、本サービスにおいて取得したユーザー情報を当社のネット予約のサービスの分析・改善等、また、当社の事業活動のために利用することができるものとする。但し、個人情報の利用においては個人情報保護法その他関係法令を遵守する。

## 第13条 (本サービスの停止)

- 当社は、次の場合、本サービスの全部又は一部を予告なく停止することができるものとする。
  - 当社、提携先、通信事業者の設備の事故、メンテナンス、バージョンアップその他技術的な理由により本サービスの提供が不能又は困難なとき
  - 当社の責めによらない事由により本サービスの提供が不能又は困難なとき
- 当社は、契約者が当社に対する支払いを遅延している又は本約款に違反した場合、違反状態が解消されるまでの間、いつでも本サービスの全部又は一部を停止することができるものとする。
- 前二項の場合において、当社は契約者に対する債務の遅滞又は不履行から免責され、これによりいかなる損害も負担しない。

## 第14条 (存続)

- 原因のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、本契約終了時点で発生し又は発生済みの予約手数料の請求権及び契約者のコース料金の代金の請求権はその影響を受けない。
- 前項に加え、契約者によるユーザーに対するサービス提供の履行日が本契約の終了日以降である場合、契約者は、本契約の定めに従い、ユーザーに対し、当該サービス提供契約に基づくサービスを提供するものとし、その限りにおいて本契約の条項は有効に存続する。

以上

制定日 2023年9月25日  
改定日 2024年7月2日